

前回（6月22日）における審議状況 及びその後の経過の概要について

1 前回（6月22日）における審議状況

（1）概要

水質汚濁の防止に関する重要事項に係る審議については、環境審議会が水質部会に付託しており、同部会の決議が同審議会の決議となる。

このたび、利根川水系で発生したヘキサメチレンテトラミンを起因とする浄水場内でのホルムアルデヒドの発生事案に関し、本県独自の取り組み方針について、水質汚濁防止法第21条1項の規定に基づき平成24年6月18日に環境審議会に諮問を行い、同6月19日に水質部会に付託されたのを受けて、環境審議会水質部会を開催した。

（2）開催日時及び場所

平成24年6月22日（金）10:00～12:00

群馬県庁 昭和庁舎21会議室

（3）参集者

- ・ 委 員 角田欣一（群馬大学大学院工学研究科教授）【水質部会長】
板橋英之（群馬大学工学部工学部長）
尾崎益雄（前橋工科大学副学長）
掛川優子（「カワゲラの会」代表）
高橋みつ子（吾妻高等学校教諭） 欠席
- ・ 事務局 環境保全課、廃棄物・リサイクル課、河川課、衛生食品課、
(企)水道課
- ・ オブザーバー (企)新田山田水道事務所、前橋市環境政策課、高崎市環境政策課
及び廃棄物対策課、伊勢崎市環境保全課、太田市環境政策課

（4）議事

- ア 利根川水系におけるホルムアルデヒド検出事案の経過報告について
- イ 法・条例制度の概要について
- ウ 国の検討状況について
- エ 本県独自の取り組みの論点整理について
上流県として早急を実施すべきこと
国の検討状況を踏まえ県として独自に行うべきこと

（5）委員からの主な意見

議事アについて

- ・ 群馬県上流域などで国交省がダムからの放流を行ったが、何のための放流が当初不明で不安であった。川で遊ぶような時期では危険である。また、原因物質が希釈され、河川の定点監視で検出されなくなった可能性がある。

- ・高崎市内の産業廃棄物処理業者（Ａ社）は、受託した廃棄物にヘキサメチレントラミン（HMT）が含まれていることを認識していなかった。現在の法体系では、今後とも同様の事故が起こりうる。

議事イ、ウについて

- ・委員意見なし

議事エについて

- ・本事案だけでなく、上流県の責務を果たすとなると、HMTのみの検討では難しい。
- ・今回のような事故が起こりうる物質には焼却処理を検討することも考えられる。
- ・県内で取り扱われる化学物質の把握は非常に重要。使用・製造だけでなく、廃棄物に含まれるものを含め把握する必要がある。対象は膨大だが、当面の目標はアミン系物質か。
- ・CODを測定し、基準超のものは放流させずに焼却するというのはどうか。
- ・条件が付くほど産業廃棄物の処理コストは増加する。あえて明示しないことで排出者・受託者の双方でコスト減となる面がある。県内で処理条件の明示等何らかの規制を行っても、単に他県に産業廃棄物が流れるという結果になりかねない。
- ・県民の安全の観点から、県下流域の浄水場での高度処理導入も検討の必要がある。
- ・これまで出た提案の中で、すぐ実施した方がよいものを事務局で検討してほしい。

2 その後の経過の概要

（１）県の対応状況

再発防止に向け、PRT法第一種指定化学物質のうち、環境省が抽出を行ったホルムアルデヒドの前駆物質である可能性が否定できない85物質を使用等している55事業場を対象に当該物質の使用状況や保管状況等の把握のため、訪問調査を実施（～7月末）。

（２）国における検討状況

環境省主催の「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に関する検討会」を6月14日、7月19日、8月9日に都内で開催。第3回検討会において「中間とりまとめ」として報告がなされた。

なお、この報告に基づき、HMTを水質汚濁防止法の指定物質に追加する「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案」についてのパブリックコメントが、8月10日～9月10日までの日程で実施されている。

（３）水質部会（第2回）開催について

国検討会の「中間とりまとめ」をふまえ、水質部会（第2回）を8月30日に開催（本日）。